

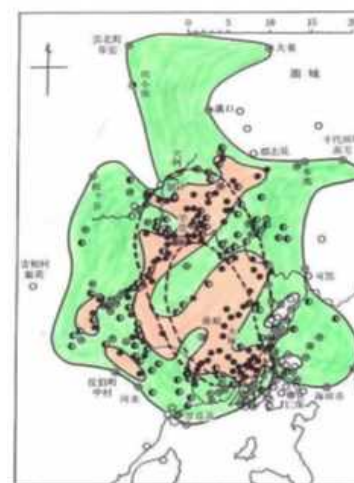
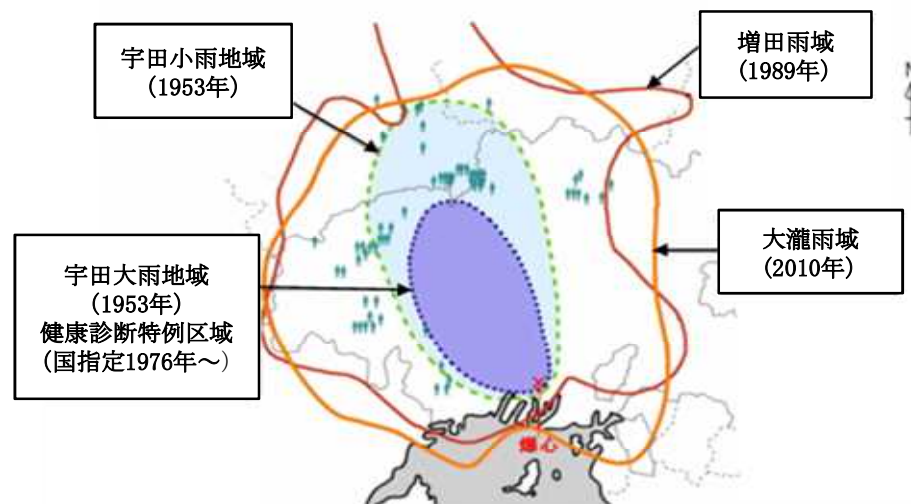
## 7 「黒い雨」体験者の救済に向けた早急な制度改正

### 国への提案事項

原告以外の「黒い雨」体験者の救済に向けた対応について、

- 高齢化が進む「黒い雨」体験者を早期に救済するための制度改正を急ぎ、遅くとも令和4年度当初には運用を開始するとともに、制度改正後の援護施策に必要な財政措置を講じること。
- 援護対象とする地域は、最低でも「大瀧雨域」「増田雨域」を合わせた地域とするとともに、これらの地域以外であっても援護対象となりうるよう、控訴審判決を尊重した制度設計にすること。
- 援護の開始時期について、被爆者健康手帳等の申請時期(制度改正前と改正後)によって不公平が生じないようにすること。

「黒い雨」降雨地域図(宇田雨域・大瀧雨域・増田雨域)



増田雨域(拡大)

【提案先省庁：厚生労働省】

## 7 「黒い雨」体験者の救済に向けた早急な制度改正

### 現 状

- 援護対象地域外の「黒い雨」体験者が被爆者健康手帳の交付等を求めた訴訟で、令和3年7月14日に原告勝訴の高裁判決が出た後、広島県、広島市及び関係市町等からの要請を受けて、国は上告を断念した。
- 令和3年7月27日に閣議決定された内閣総理大臣談話では、「84人の原告に被爆者健康手帳を速やかに発行する」、また、「原告と同じような事情にあった方々についても認定し救済できるよう早急に対応を検討する」旨を表明された。
- これを受けて広島県・広島市は、8月初旬には原告84人の被爆者健康手帳の発行を完了した。
- 総理談話以降、広島県・広島市をはじめ県内の市町には、手帳交付申請に関する問合せが多数寄せられるなど、多くの方々が制度改正を待ち望んでおり、また、既に数百名が申請書を提出されている。

### 課 題

- 原告以外の「黒い雨」体験者の救済につながる制度改正は未だ実現しておらず、制度改正に向けたスケジュールも示されていない。
- 制度改正を待たずに手帳交付申請書を提出された方もある中、申請時期の違いにより不公平が生じないよう対応する必要がある。
- 「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早急な制度改正及び制度改正後の援護施策に必要となる財政措置がなされる必要がある。

<参考> 広島県内の被爆者平均年齢及び被爆者数の推移

